

報第 27 号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
に対する意見の申出について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められましたが、急施を要したため、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 2 項の規定により事務を臨時に代理し、異存のない旨申し出ましたので、同条第 3 項の規定により報告します。

令和 6 年 3 月 11 日提出

神奈川県教育委員会
教育長 花 田 忠 雄

教企第1607号

令和6年2月19日

神奈川県知事 殿

神奈川県教育委員会教育長

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について（回答）

令和6年2月13日付け人第3376号で照会のありました標記のことについては、条例案の内容により、条例改正の手続きを進めていただきたく回答します。

問合せ先

総務室人事グループ 中松

電話 内線 8034

行政部教職員企画課

企画労務グループ 渡邊

電話 内線 8138

人第 3376 号
令和 6 年 2 月 13 日

神奈川県教育委員会教育長 殿

神奈川県知事

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について（照会）

次の条例案を別紙のとおり令和 6 年第 1 回定例会に提案する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、これに関する貴委員会の意見をお聴きします。

- 意見をお聴きする条例名
 - ・ 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

（問合せ先
人事課調査グループ 杉浦
内線 2161）

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和 58 年神奈川県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「が占める職」の次に「並びに人事管理上の必要性に鑑み職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

日付：令和6年1月29日

新旧対照表

○職員の定年等に関する条例

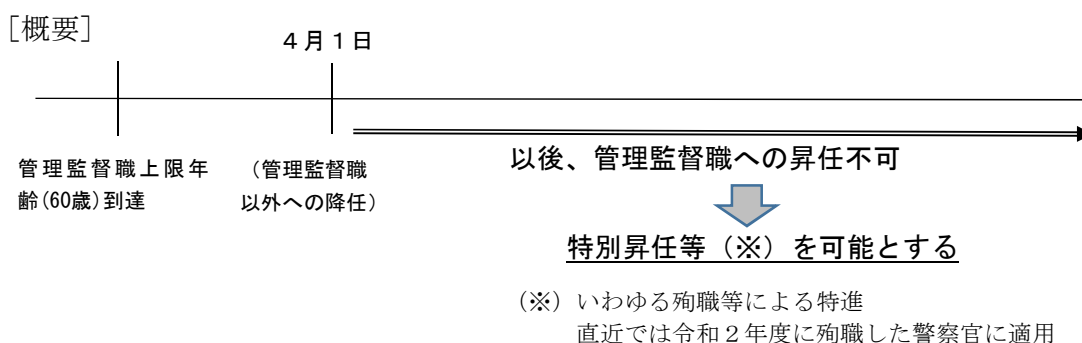
新	旧
<p>第1条～第5条 (略) (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 地方公務員法(以下「法」という。)第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(病院、診療所、保健福祉事務所、社会福祉施設その他医療業務を行う機関等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職並びに人事管理上の必要性に鑑み職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職を除く。)とする。</p> <p>(1) 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年神奈川県条例第23号)第2条第2項の管理職手当の支給を受ける企業職員の職及び職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)第7条の2第1項又は学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)第7条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける者の職</p> <p>(2) 警察法第62条に規定する警視又は警部の階級にある警察官の占める職(前号に該当する職を除く。)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準ずる職として人事委員会規則で定める職</p> <p>第7条～第14条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 地方公務員法(以下「法」という。)第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(病院、診療所、保健福祉事務所、社会福祉施設その他医療業務を行う機関等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。</p> <p>(1) 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年神奈川県条例第23号)第2条第2項の管理職手当の支給を受ける企業職員の職及び職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)第7条の2第1項又は学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)第7条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける者の職</p> <p>(2) 警察法第62条に規定する警視又は警部の階級にある警察官の占める職(前号に該当する職を除く。)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準ずる職として人事委員会規則で定める職</p> <p>第7条～第14条 (略)</p>

報第27号関係

1 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日を超えた職員について、職員の任用に関する規則第26条に規定する昇任選考の基準の特例及び職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第21条第2項に規定する特別の場合の昇格（以下これらを「特別昇任等」という。）により管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職相当職への昇任ができるようにするため、所要の改正を行うものである。



[職員の任用に関する規則]

(昇任選考の基準の特例)

第26条 生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は心身に著しい障害がある状態となつた者は、前条の基準にかかわらず、昇任選考に合格させることができるものとする。

[職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則]

(特別の場合の昇格)

第21条 (略)

2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は心身に著しい障害がある状態となつた場合は、第19条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て昇格させることができる。

[職員の定年等に関する条例]

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 地方公務員法（以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（病院、診療所、保健福祉事務所、社会福祉施設その他医療業務を行う機関等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- (1) 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年神奈川県条例第23号）第2条第2項の管理職手当の支給を受ける企業職員の職及び職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第7条の2第1項又は学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）第7条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける者の職
- (2) 警察法第62条に規定する警視又は警部の階級にある警察官の占める職（前号に該当する職を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらに準ずる職として人事委員会規則で定める職

(2) 改正の内容

管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職から、人事管理上の必要性に鑑み職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職を除外することを規定する。

(3) 施行期日等

公布の日とする。